

南相馬市地域防災計画

【地震災害対策編】

【地震災害対策編】

第1部 災害応急対策計画

防災行動計画	271
第1章 応急活動体制	274
第1節 動員配備	274
第2節 活動体制	275
第2章 情報の収集・伝達	276
第1節 災害情報の収集・伝達	276
第2節 通信の確保	278
第3節 広報・広聴活動	278
第3章 応援の要請	279
第1節 行政機関等への応援要請	279
第2節 自衛隊の災害派遣要請	279
第4章 消火及び救助・救急活動	280
第1節 消火活動	280
第2節 救助・救急活動	280
第5章 避難対策	281
第1節 避難活動	281
第2節 緊急避難場所・避難所の設置・運営	281
第3節 帰宅困難者対策	282
第6章 医療（助産）救護活動	283
第1節 医療救護体制の確保	283
第2節 医療救護活動	283
第7章 飲料水・食料・生活必需品等の供給	284
第1節 自助・共助による飲料水等の確保	284
第2節 飲料水の供給	284
第3節 食料の供給	284
第4節 生活必需品の供給	284
第5節 物資の受入れ	284
第8章 緊急輸送対策	285
第1節 緊急輸送路等の確保	285
第2節 緊急輸送活動	285
第9章 警備活動	286
第1節 災害警備活動	286
第2節 交通規制措置	286
第3節 海上警備活動等	286
第10章 障害物の除去及び災害廃棄物等の処理	287
第1節 障害物の除去	287
第2節 災害廃棄物の処理	287
第3節 し尿の処理	287

第 11 章	防疫及び保健衛生	288
第 1 節	防疫	288
第 2 節	保健活動	288
第 12 章	応急住宅対策	289
第 1 節	危険度判定	289
第 2 節	応急仮設住宅等の供与	290
第 3 節	住家の被害認定調査	290
第 13 章	遺体対策	291
第 1 節	遺体の捜索	291
第 2 節	遺体の収容及び遺体対策	291
第 3 節	遺体の火葬・埋葬	291
第 14 章	生活関連施設の応急対策	292
第 1 節	上水道施設の応急対策	292
第 2 節	下水道施設の応急対策	292
第 3 節	電力供給施設の応急対策	292
第 4 節	ガス供給施設の応急対策	292
第 5 節	通信施設の応急対策	292
第 6 節	鉄道施設の応急対策	292
第 15 章	文教対策	293
第 1 節	小中学校の応急対策	293
第 2 節	幼稚園・保育園の応急対策	293
第 3 節	文化財の応急対策	293
第 16 章	要配慮者対策	294
第 1 節	要配慮者対策	294
第 2 節	児童対策	294
第 3 節	外国人対策	294
第 17 章	ボランティアとの連携	295
第 1 節	ボランティアの受入れ	295
第 2 節	ボランティア活動	295
第 18 章	危険物施設等の応急対策	296
第 1 節	危険物施設応急対策	296
第 2 節	火薬類施設応急対策	296
第 3 節	高圧ガス施設応急対策	296
第 4 節	毒物劇物施設応急対策	296
第 19 章	災害救助法の適用	297
第 1 節	災害救助法の適用	297
第 2 節	救助の種類等	297
第 2 部	災害復旧計画	
第 1 章	施設の復旧対策	299
第 1 節	災害復旧事業計画の作成	299
第 2 節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	299
第 3 節	激甚災害の指定	299
第 4 節	災害復旧事業の実施	299

第2章 被災地の生活安定	300
第1節 被災者の支援	300
第2節 事業者への支援	300
第3節 被災者台帳の作成	300

第 1 部 災害応急対策計画

防災行動計画

章 (第1部)	対応業務	初動段階(発災当日)		応急段階		
		2時間以内	24時間以内	3日以内	7日以内	14日以内
1	災害対策本部体制	<input type="checkbox"/> 災害対策本部等の運営 (庁舎点検、代替庁舎確保) <input type="checkbox"/> 第1回本部員会議開催	<input type="checkbox"/> 関係機関へ通知 <input type="checkbox"/> 対策で使用する施設の応急 危険度判定、応急復旧 <input type="checkbox"/> 第2回本部員会議開催 (以降適時開催)			
	職員の動員	<input type="checkbox"/> 通常業務の縮小 <input type="checkbox"/> 職員登庁	<input type="checkbox"/> 職員安否確認 <input type="checkbox"/> 交代要員の確保	<input type="checkbox"/> 災害対策要員への補給 ※災害対策要員が自ら確保できない場合		
2	災害情報の収集・伝達	<input type="checkbox"/> 被害情報の調査・収集 <input type="checkbox"/> 県への被害情報報告(第1報)	<input type="checkbox"/> 定期的な被害情報の収集・ 調査と報告	<input type="checkbox"/> 定期的な被害情報の収集・ 調査と報告	<input type="checkbox"/> 定期的な被害情報の収 集・調査と報告	
	通信の確保	<input type="checkbox"/> 防災行政無線の確認 <input type="checkbox"/> 電話回線の確保 <input type="checkbox"/> インターネット回線の確 保		<input type="checkbox"/> 停電時応急電源(移動電源 車)の東北総合通信局への 貸与要請		
	災害広報	<input type="checkbox"/> 緊急速報メールや防災行 政無線等による情報発信 <input type="checkbox"/> 海岸付近での避難呼びか け	<input type="checkbox"/> 広報車による情報発信 <input type="checkbox"/> 被害速報マスコミ提供 <input type="checkbox"/> 災害対応ホームページ掲載		<input type="checkbox"/> 災害広報紙の配布	
	災害相談対策		<input type="checkbox"/> 被害規模に応じたワンスト ップ窓口の開設検討 <input type="checkbox"/> 被災者支援制度関係課への 動員要請	<input type="checkbox"/> 相談窓口の開設・周知 <input type="checkbox"/> 相談窓口体制の検討	<input type="checkbox"/> 被災者支援制度の市民説 明会開催日の周知 <input type="checkbox"/> 相談窓口の受付開始 <input type="checkbox"/> 市民説明会の開催 <input type="checkbox"/> ワンストップ窓口の受付 開始	
3	相互応援協力 自衛隊災害派遣		<input type="checkbox"/> 県への応援要請 <input type="checkbox"/> 他区市町村への応援要請 <input type="checkbox"/> 県経由で自衛隊派遣要請	<input type="checkbox"/> 広域応援の受入準備 <input type="checkbox"/> 民間事業者への応援要請 <input type="checkbox"/> 災害派遣部隊の受入準備		
4	消火活動 救急・救助	<input type="checkbox"/> 地域による活動 <input type="checkbox"/> 消防団による活動 <input type="checkbox"/> 消防本部による活動	<input type="checkbox"/> 消防の広域応援要請 <input type="checkbox"/> ヘリコプターによる消火・ 救助活動の要請			

注：各項目の〇〇（時間・日）以内は、期限までにやればよいということではなく、できるだけ早い対応が求められることに留意すること。

章 (第1部)	対応業務	初動段階(発災当日)		応急段階		
		2時間以内	24時間以内	3日以内	7日以内	14日以内
5	避難・避難所	<input type="checkbox"/> 緊急安全確保(津波避難)の発令 <input type="checkbox"/> 住民への周知 <input type="checkbox"/> 県への報告	<input type="checkbox"/> 福祉避難所への移送が必要な者の調査 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定 <input type="checkbox"/> 孤立者の救助・誘導	<input type="checkbox"/> 避難所の運営	<input type="checkbox"/> 広域一時滞在の要請 <input type="checkbox"/> 安否情報の提供	<input type="checkbox"/> 災害規模に応じた避難所の集約及び閉鎖
6	医療救護		<input type="checkbox"/> 医療救護本部の設置 <input type="checkbox"/> 医療救護班の編成・派遣 <input type="checkbox"/> 医薬品等の確保 <input type="checkbox"/> 救護所の設置	<input type="checkbox"/> 人工透析の供給確保	<input type="checkbox"/> 避難所救護所の設置 <input type="checkbox"/> 巡回医療活動	
7	救援(給水・食料・生活物資)	<input type="checkbox"/> 避難所用防災倉庫から備蓄品(水・毛布等)の供給	<input type="checkbox"/> 応急給水活動の開始	<input type="checkbox"/> 協定事業者等からの食料・生活必需品の確保 <input type="checkbox"/> 地域内輸送拠点の選定	<input type="checkbox"/> 救援物資受入れ <input type="checkbox"/> 民間物流事業者の活用	
8	緊急輸送		<input type="checkbox"/> 車両・燃料等の確保 <input type="checkbox"/> 緊急輸送路等の確保 <input type="checkbox"/> ヘリコプター臨時離着陸場の確保	<input type="checkbox"/> 緊急通行車両等確認申請書の提出		
	道路応急対策	<input type="checkbox"/> 被害状況の調査	<input type="checkbox"/> 交通規制の周知 <input type="checkbox"/> 被害状況の周知	<input type="checkbox"/> 緊急輸送路等の応急復旧作業		
9	警備活動・交通規制	<input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 救助活動 <input type="checkbox"/> 津波浸水区域への交通規制	<input type="checkbox"/> 交通規制の実施・周知	<input type="checkbox"/> 緊急通行車両証明書発行		
10	障害物の除去		<input type="checkbox"/> 道路啓開		<input type="checkbox"/> 住宅関係障害物の撤去 <input type="checkbox"/> 河川における障害物の除去	
	廃棄物処理		<input type="checkbox"/> 災害がれき等仮置き場確保 <input type="checkbox"/> 災害がれき等処理体制の検討 <input type="checkbox"/> 受付開始見込み日の検討 <input type="checkbox"/> 受付開始日の伝達	<input type="checkbox"/> 受付開始 <input type="checkbox"/> がれきの種類別の分別指導 <input type="checkbox"/> し尿処理関連事業者への人員、資機材等の確保の要請 <input type="checkbox"/> 生活ごみ・避難所ごみの処理 <input type="checkbox"/> 仮設トイレの設置	<input type="checkbox"/> し尿処理が困難な場合の県への要請	

注：各項目の〇〇（時間・日）以内は、期限までにやればよいということではなく、できるだけ早い対応が求められることに留意すること。

章 (第1部)	対応業務	初動段階(発災当日)		応急段階		
		2時間以内	24時間以内	3日以内	7日以内	14日以内
11	防疫・保健活動			<input type="checkbox"/> 給水、炊き出し等食品衛生指導 <input type="checkbox"/> （断水時）入浴支援の検討 <input type="checkbox"/> 被災地の消毒 <input type="checkbox"/> 避難所の衛生指導 <input type="checkbox"/> 入浴サービスの提供	<input type="checkbox"/> 精神保健活動 <input type="checkbox"/> 栄養指導 <input type="checkbox"/> 保健指導 <input type="checkbox"/> 動物救護対策	
12	応急住宅対策		<input type="checkbox"/> 被災建築物の応急危険度判定の準備 <input type="checkbox"/> 被災宅地の危険度判定の準備	<input type="checkbox"/> 被災建築物の応急危険度判定の実施 <input type="checkbox"/> 被災宅地の危険度判定の実施 <input type="checkbox"/> 応急住宅の供与検討	<input type="checkbox"/> 住家の被害認定調査準備 <input type="checkbox"/> 罹災証明書等の交付準備 <input type="checkbox"/> 応急修理の準備	<input type="checkbox"/> 住家の被害認定調査の実施 <input type="checkbox"/> 罹災証明等の交付 <input type="checkbox"/> 賃貸型応急住宅の供与
13	遺体対策		<input type="checkbox"/> 遺体、行方不明者の搜索 <input type="checkbox"/> 遺体収容所の設置 <input type="checkbox"/> 遺体の搬送	<input type="checkbox"/> 遺体の検案 <input type="checkbox"/> 遺体の引き渡し <input type="checkbox"/> 火葬場の調整	<input type="checkbox"/> 身元不明遺体の火葬	
14	上水道応急対策	<input type="checkbox"/> 被害状況の調査	<input type="checkbox"/> 被害情報の広報 <input type="checkbox"/> 重要施設からの応急復旧作業			
	下水道応急対策	<input type="checkbox"/> 被害状況の調査	<input type="checkbox"/> 被害情報の広報 <input type="checkbox"/> 重要施設からの応急復旧作業			
15	児童生徒等の保護	<input type="checkbox"/> 児童・生徒等安全な避難 <input type="checkbox"/> 被害状況調査	<input type="checkbox"/> 授業方針の検討・周知 ※避難所開設期間中含む		<input type="checkbox"/> 応急教育対策	
16	要配慮者対策	<input type="checkbox"/> 安否の確認対象者検討 ※避難行動要支援者名簿	<input type="checkbox"/> 福祉避難所の開設検討 <input type="checkbox"/> 安否の確認開始	<input type="checkbox"/> 福祉避難所の開設 <input type="checkbox"/> 社会福祉施設等への受入要請		
17	ボランティアの受入れ		<input type="checkbox"/> ボランティアセンターの開設検討	<input type="checkbox"/> ボランティアセンターの設置 <input type="checkbox"/> 受付開始	<input type="checkbox"/> 活動状況報告	
18	危険物施設等の対策	<input type="checkbox"/> 被害状況の調査	<input type="checkbox"/> 二次災害防止のための措置			
19	災害救助法の適用		<input type="checkbox"/> 適用基準に該当した場合又は見込みである場合の県への情報提供	<input type="checkbox"/> 被災者の救出費用の確認	<input type="checkbox"/> 避難所(福祉避難所含む)供与費用の確認 <input type="checkbox"/> 炊き出し等食品供与費用の確認 <input type="checkbox"/> 飲料水の供給費用の確認	
第2部 2	救援(義援物資・義援金)		<input type="checkbox"/> 義援金の受入周知 <input type="checkbox"/> 義援金受入口座の公表			

注：各項目の〇〇（時間・日）以内は、期限までにやればよいということではなく、できるだけ早い対応が求められることに留意すること。

第1章 応急活動体制

第1節 動員配備

第1 配備体制の確立

1 配備体制

市の配備体制は、次のとおりである。

配備体制 [本部]	配備基準	組織	配備要員
警戒配備体制	<ul style="list-style-type: none"> 震度4の地震が発生したとき 市長が必要と認めたとき 	災害対策関係部課 ※災害対策本部組織に準じ各課連携して対応	災害対策関係部課で定める。
第一次非常配備体制 [災害対策本部設置]	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱又は5強の地震が発生したとき 市長が必要と認めたとき 	災害対策本部の組織	各班で定める。 [目安] 概ね12時間交代で応急対策が実施できる体制とする。
第二次非常配備体制 [災害対策本部設置]	<ul style="list-style-type: none"> 震度6弱以上の地震が発生したとき 大規模な災害が発生したとき 市長が必要と認めたとき 	災害対策本部の組織	市の総力を挙げて対処する体制とする（全職員）。

2 配備の決定

震度による自動配備を基本とする。ただし、市長から別に指示がある場合はこの限りでない。

第2 動員

一般災害対策編 第1部第1章第1節第2の1から4を準用する。(p-81)

第3 通常業務の縮小

一般災害対策編 第1部第1章第1節第3を準用する。(p-82)

第2節 活動体制

第1 警戒配備体制

一般災害対策編 第1部第1章第2節第2を準用する。(p-83)

第2 災害対策本部の設置・解散

1 災害対策本部の設置

市長は、大規模な災害の発生するおそれがあり、又は災害が発生し、その対策を要する場合は、災害対策本部を設置する。

なお、震度5弱以上の地震が発生した場合は、自動的に設置する。

2 本部の設置場所、災害対策本部設置の通知、災害対策本部の解散

一般災害対策編 第1部第1章第2節第3の2から4を準用する。(p-83)

第3 災害対策本部の運営

一般災害対策編 第1部第1章第2節第4の1から4を準用する。(p-83)

第4 災害対策本部の組織

一般災害対策編 第1部第1章第2節第5を準用する。(p-84)

第2章 情報の収集・伝達

第1節 災害情報の収集・伝達

担当	【市】 総務部・復興企画部・関係各課・施設管理課 【関係機関】 相馬地方広域消防本部・福島県・南相馬警察署・福島地方気象台
----	--

第1 地震情報の収集・伝達

1 地震情報

気象庁から発表される地震情報は、次のとおりである。

なお、本市の震度の地域名称及び震央地名は、「福島県浜通り」である。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない。)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その市町村名・地点を発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から10分後程度で1回発表)
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 (国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表

北海道・三陸沖後発地震注意情報	<ul style="list-style-type: none"> 北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw（モーメントマグニチュード）7.0以上の地震が発生した場合 なお、想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のMwに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に限る 	後発地震への注意を促す情報を地震発生後2時間程度で発表
-----------------	---	-----------------------------

2 緊急地震速報

気象庁は、最大震度が5弱以上又は最大長周期地震動階級が3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供する。

なお、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

3 その他

福島地方気象台は、福島県に福島県内で震度4以上の揺れを観測したときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう地震の概要を津波警報等の発表状況や地震解説資料として発表する。

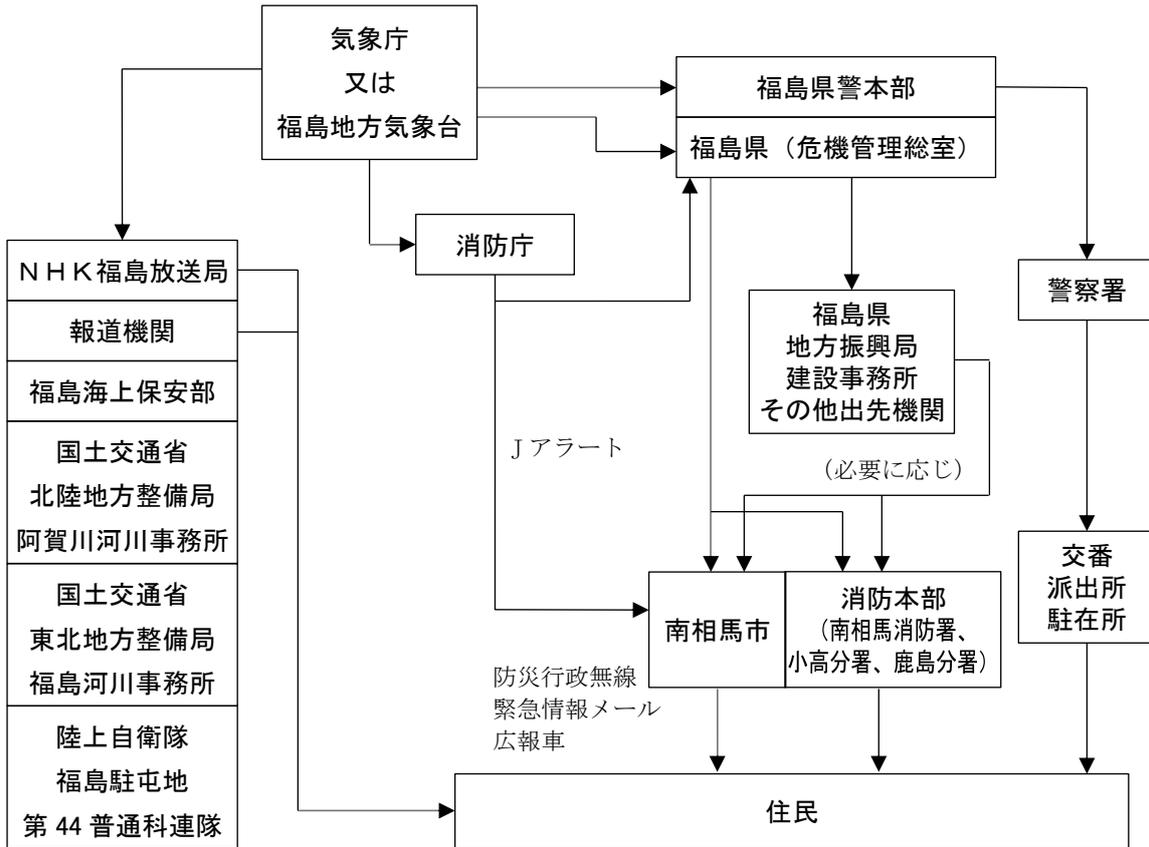
4 福島県震度情報ネットワークシステムの情報

県内の全市町村に設置した震度計による情報が、県総合情報通信ネットワークのファクシミリ蓄積システムにより市、消防本部、地方振興局等に送信される。

第2 地震情報の伝達

地震情報の伝達系統は、次のとおりである。

市（秘書課・危機管理課）は、住民に対し、防災行政無線、防災メール等で伝達する。



第3 被害情報の収集・伝達

一般災害対策編 第1部第2章第1節を準用する。(p-86)

第2節 通信の確保

担当	【市】総務部・復興企画部
----	--------------

一般災害対策編 第1部第2章第2節を準用する。(p-92)

第3節 広報・広聴活動

担当	【市】総務部・復興企画部・市民生活部・関係各課
----	-------------------------

一般災害対策編 第1部第2章第3節を準用する。(p-93)

第3章 応援の要請

第1節 行政機関等への応援要請

担当	【市】総務部・復興企画部・商工観光部・関係各課 【関係機関】相馬地方広域消防本部・南相馬市消防団
----	---

一般災害対策編 第1部第3章第1節を準用する。(p-95)

第2節 自衛隊の災害派遣要請

担当	【市】復興企画部
----	----------

一般災害対策編 第1部第3章第2節を準用する。(p-98)

第4章 消火及び救助・救急活動

第1節 消火活動

担当	【市】復興企画部 【関係機関】相馬地方広域消防本部・南相馬市消防団
----	--------------------------------------

一般災害対策編 第1部第5章第1節を準用する。(p-104)

第2節 救助・救急活動

担当	【市】復興企画部 【関係機関】相馬地方広域消防本部・南相馬市消防団
----	--------------------------------------

一般災害対策編 第1部第5章第2節を準用する。(p-106)

第5章 避難対策

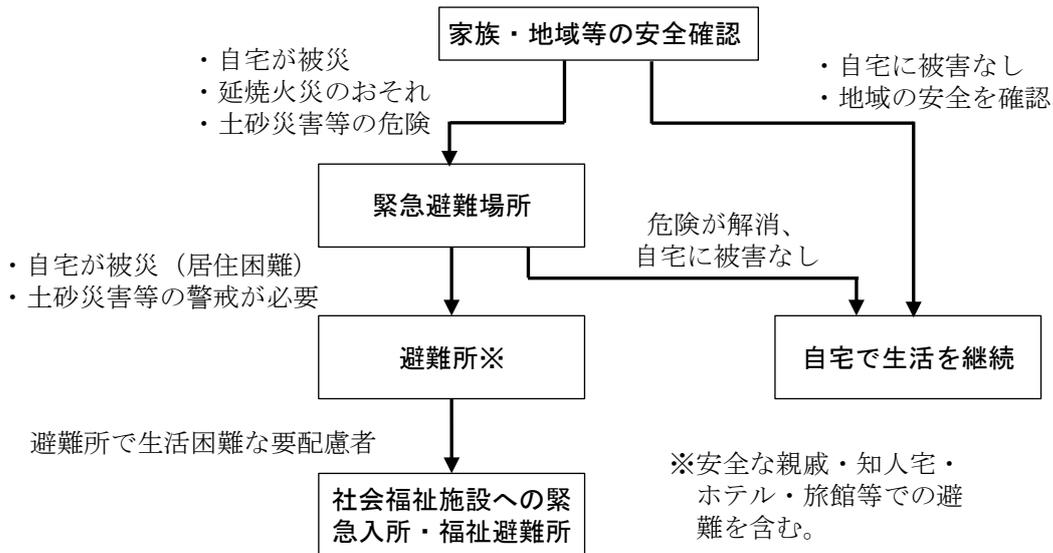
第1節 避難活動

担当	【市】総務部・復興企画部・健康福祉部・こども未来部・教育委員会事務局
----	------------------------------------

地震発生時の避難活動は、次を基本とする。

- | |
|--|
| <p>(1) 地震発生直後に家族、住家、地域等の被害を確認する。(津波注意報・警報の発表の場合を除く)</p> <p>(2) 安全が確認された場合は、できるだけ自宅での生活を継続する。</p> <p>(3) 住家の被災、延焼火災の発生、土砂災害警戒区域等で異常発見等の場合は、緊急避難場所に避難する。</p> <p>(4) (3)の危険が解消した場合は、できるだけ自宅での生活を継続する。</p> <p>(5) 住家が被災した場合や、引き続き土砂災害等への警戒が必要な場合は、避難所を開設し収容する。</p> |
|--|

【避難活動の流れ】



その他は、一般災害対策編 第1部第6章第1節を準用する。(p-108)

第2節 緊急避難場所・避難所の設置・運営

担当	【市】総務部・復興企画部・市民生活部・健康福祉部・こども未来部・商工観光部・関係各課・施設管理課
----	--

一般災害対策編 第1部第6章第2節を準用する。(p-113)

第3節 帰宅困難者対策

担当	【市】商工観光部
----	----------

一般災害対策編 第1部第6章第3節を準用する。(p-117)

第6章 医療（助産）救護活動

第1節 医療救護体制の確保

担当	【市】健康福祉部・総合病院 【関係機関】相馬地方広域消防本部・相双保健福祉事務所・相馬郡医師会・相馬歯科医師会・相馬薬剤師会・福島県柔道整復師会
----	---

一般災害対策編 第1部第7章第1節を準用する。(p-118)

第2節 医療救護活動

担当	【市】健康福祉部・建設部・総合病院 【関係機関】相馬地方広域消防本部・相双保健福祉事務所・相馬郡医師会・相馬歯科医師会・相馬薬剤師会・福島県柔道整復師会
----	---

一般災害対策編 第1部第7章第2節を準用する。(p-120)

第7章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

第1節 自助・共助による飲料水等の確保

一般災害対策編 第1部第8章第1節を準用する。(p-122)

第2節 飲料水の供給

担当	【市】商工観光部・建設部・施設管理課 【関係機関】相馬地方広域水道企業団
----	---

一般災害対策編 第1部第8章第2節を準用する。(p-123)

第3節 食料の供給

担当	【市】商工観光部・農林水産部
----	----------------

一般災害対策編 第1部第8章第3節を準用する。(p-125)

第4節 生活必需品の供給

担当	【市】商工観光部
----	----------

一般災害対策編 第1部第8章第4節を準用する。(p-127)

第5節 物資の受入れ

担当	【市】総務部・商工観光部
----	--------------

一般災害対策編 第1部第8章第5節を準用する。(p-129)

第8章 緊急輸送対策

第1節 緊急輸送路等の確保

担当	【市】復興企画部・建設部・施設管理課 【関係機関】相双建設事務所・磐城国道事務所
----	---

一般災害対策編 第1部第9章第1節を準用する。(p-130)

第2節 緊急輸送活動

担当	【市】総務部・復興企画部・施設管理課
----	--------------------

一般災害対策編 第1部第9章第2節を準用する。(p-132)

第9章 警備活動

第1節 災害警備活動

担当	【関係機関】南相馬警察署
----	--------------

一般災害対策編 第1部第10章第1節を準用する。(p-134)

第2節 交通規制措置

担当	【関係機関】南相馬警察署
----	--------------

一般災害対策編 第1部第10章第2節を準用する。(p-136)

第3節 海上警備活動等

担当	【関係機関】福島海上保安部
----	---------------

一般災害対策編 第1部第10章第3節を準用する。(p-137)

第10章 障害物の除去及び災害廃棄物等の処理

第1節 障害物の除去

担当	【市】復興企画部・農林水産部・建設部 【関係機関】相双建設事務所・磐城国道事務所・福島海上保安部・相馬双葉漁業協同組合
----	--

一般災害対策編 第1部第11章第1節を準用する。(p-138)

第2節 災害廃棄物の処理

担当	【市】市民生活部
----	----------

一般災害対策編 第1部第11章第2節を準用する。(p-140)

第3節 し尿の処理

担当	【市】市民生活部
----	----------

一般災害対策編 第1部第11章第3節を準用する。(p-142)

第11章 防疫及び保健衛生

第1節 防疫

担当	【市】市民生活部・健康福祉部
----	----------------

一般災害対策編 第1部第12章第1節を準用する。(p-143)

第2節 保健活動

担当	【市】市民生活部・健康福祉部・総合病院 【関係機関】相双保健福祉事務所・相馬郡医師会
----	---

一般災害対策編 第1部第12章第2節を準用する。(p-145)

第12章 応急住宅対策

第1節 危険度判定

担当	【市】建設部
----	--------

第1 被災建築物の応急危険度判定

市（建築住宅課）は、被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を実施する。

なお、実施に当たっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性、実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について周知する。

1 判定実施体制

市（建築住宅課）は、実施本部を設置し、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、判断士の確保、必要な資機材の準備を行う。

また、県及び相互応援協定等に基づいて応急危険度判定士の派遣、判定資機材の提供を要請する。

2 判定の実施

危険度判定は、病院、避難場所・避難所、市役所・区役所等の防災拠点施設を優先的に行い、次いで一般住宅の順で実施する。判定作業は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（財団法人日本建築防災協会）に基づき、目視点検により行う。

判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、建物の入口にその結果を色紙で表示する。

第2 被災宅地の危険度判定

市（都市計画課）は、被災した宅地の二次災害を軽減、防止し、住民等の安全を図るために被災宅地や土砂災害危険箇所などの危険度判定を行う。

1 判定実施体制

市（都市計画課）は、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。

2 判定の実施

判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定結果を「危険宅地」「要危険宅地」「調査済宅地」に区分して表示する。

危険宅地と判定した場合は、住民に周知するとともに、避難指示、危険区域への立入制限措置を実施する。

第2節 応急仮設住宅等の供与

担当	【市】建設部
----	--------

一般災害対策編 第1部第13章第1節を準用する。(p-147)

第3節 住家の被害認定調査

担当	【市】総務部・市民生活部 【関係機関】相馬地方広域消防本部
----	----------------------------------

一般災害対策編 第1部第13章第2節を準用する。(p-150)

第13章 遺体対策

第1節 遺体の搜索

担当	【市】復興企画部・市民生活部 【関係機関】相馬地方広域消防本部・南相馬警察署・南相馬市消防団・福島海上保安部
----	---

一般災害対策編 第1部第14章第1節を準用する。(p-151)

第2節 遺体の収容及び遺体対策

担当	【市】市民生活部・総合病院・施設管理課 【関係機関】相馬地方広域消防本部・南相馬警察署・南相馬市消防団・相馬郡医師会・相馬歯科医師会
----	---

一般災害対策編 第1部第14章第2節を準用する。(p-152)

第3節 遺体の火葬・埋葬

担当	【市】市民生活部
----	----------

一般災害対策編 第1部第14章第3節を準用する。(p-153)

第14章 生活関連施設の応急対策

第1節 上水道施設の応急対策

担当	【市】総務部・建設部 【関係機関】相馬地方広域水道企業団
----	---------------------------------

一般災害対策編 第1部第15章第1節を準用する。(p-154)

第2節 下水道施設の応急対策

担当	【市】総務部・建設部
----	------------

一般災害対策編 第1部第15章第2節を準用する。(p-155)

第3節 電力供給施設の応急対策

担当	【市】総務部・復興企画部 【関係機関】東北電力（株）・東北電力ネットワーク（株）
----	---

一般災害対策編 第1部第15章第3節を準用する。(p-156)

第4節 ガス供給施設の応急対策

担当	【市】総務部・復興企画部 【関係機関】相馬ガス（株）
----	-------------------------------

一般災害対策編 第1部第15章第4節を準用する。(p-157)

第5節 通信施設の応急対策

担当	【市】復興企画部 【関係機関】東日本電信電話（株）
----	------------------------------

一般災害対策編 第1部第15章第5節を準用する。(p-158)

第6節 鉄道施設の応急対策

担当	【市】総務部・復興企画部・健康福祉部・関係各課 【関係機関】東日本旅客鉄道（株）
----	---

一般災害対策編 第1部第15章第6節を準用する。(p-159)

第15章 文教対策

第1節 小中学校の応急対策

担当	【市】教育委員会事務局
----	-------------

校長は、地震発生後に児童生徒の安全を確認するとともに、地震情報や市内の被害発生等の情報を収集し、情報を保護者等へ伝達する。

学区内に被害が発生し、下校の安全が確保できない場合は、学校において保護者等に引き渡す。

学校周辺での延焼火災等により学校が危険な場合は、安全な避難場所に誘導する。

放課後児童クラブの活動中の地震の場合は、児童クラブの責任者が同様の措置をとる。

その他については、一般災害対策編 第1部第16章第1節を準用する。(p-160)

第2節 幼稚園・保育園の応急対策

担当	【市】こども未来部
----	-----------

園長は、地震発生後に園児の安全を確認するとともに、地震情報や市内の被害発生等の情報を収集し、情報を保護者等へ伝達する。園児は基本的に園内で保護し、保護者等に引き渡す。

幼稚園周辺での延焼火災等により危険な場合は、安全な避難場所に誘導する。

その他については、一般災害対策編 第1部第16章第2節を準用する。(p-162)

第3節 文化財の応急対策

担当	【市】教育委員会事務局
----	-------------

一般災害対策編 第1部第16章第3節を準用する。(p-163)

第16章 要配慮者対策

第1節 要配慮者対策

担当	【市】健康福祉部・こども未来部 【関係機関】南相馬市社会福祉協議会
----	--------------------------------------

一般災害対策編 第1部第17章第1節を準用する。(p-164)

第2節 児童対策

担当	【市】こども未来部・教育委員会事務局
----	--------------------

一般災害対策編 第1部第17章第2節を準用する。(p-166)

第3節 外国人対策

担当	【市】商工観光部 【関係機関】南相馬市多文化共生センター
----	---------------------------------

一般災害対策編 第1部第17章第3節を準用する。(p-167)

第17章 ボランティアとの連携

第1節 ボランティアの受入れ

担当	【市】復興企画部・健康福祉部 【関係機関】南相馬市社会福祉協議会
----	-------------------------------------

一般災害対策編 第1部第18章第1節を準用する。(p-168)

第2節 ボランティア活動

担当	【市】健康福祉部・建設部 【関係機関】南相馬市社会福祉協議会
----	-----------------------------------

一般災害対策編 第1部第18章第2節を準用する。(p-169)

第18章 危険物施設等の応急対策

第1節 危険物施設応急対策

担当	【関係機関】相馬地方広域消防本部・取扱事業者
----	------------------------

一般災害対策編 第1部第19章第1節を準用する。(p-170)

第2節 火薬類施設応急対策

担当	【関係機関】相馬地方広域消防本部・取扱事業者
----	------------------------

一般災害対策編 第1部第19章第2節を準用する。(p-171)

第3節 高圧ガス施設応急対策

担当	【関係機関】相馬地方広域消防本部・取扱事業者
----	------------------------

一般災害対策編 第1部第19章第3節を準用する。(p-172)

第4節 毒物劇物施設応急対策

担当	【関係機関】相馬地方広域消防本部・取扱事業者
----	------------------------

一般災害対策編 第1部第19章第4節を準用する。(p-173)

第19章 災害救助法の適用

第1節 災害救助法の適用

担当	【市】復興企画部・関係各課
----	---------------

一般災害対策編 第1部第20章第1節を準用する。(p-175)

第2節 救助の種類等

担当	【市】復興企画部・関係各課
----	---------------

一般災害対策編 第1部第20章第2節を準用する。(p-177)

第2部 災害復旧計画

第1章 施設の復旧対策

第1節 災害復旧事業計画の作成

担当	【市】施設管理課
----	----------

一般災害対策編 第2部第1章第1節を準用する。(p-199)

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

担当	【市】施設管理課
----	----------

一般災害対策編 第2部第1章第2節を準用する。(p-200)

第3節 激甚災害の指定

担当	【市】復興企画部・施設管理課
----	----------------

一般災害対策編 第2部第1章第3節を準用する。(p-202)

第4節 災害復旧事業の実施

担当	【市】施設管理課
----	----------

一般災害対策編 第2部第1章第4節を準用する。(p-203)

第2章 被災地の生活安定

第1節 被災者の支援

担当	【市】総務部・健康福祉部・建設部・関係各課 【関係機関】福島県・日本郵便（株）・県社会福祉協議会・福島労働局・相双公共職業安定所
----	---

一般災害対策編 第2部第2章第1節を準用する。(p-204)

第2節 事業者への支援

担当	【関係機関】福島県・県信用保証協会
----	-------------------

一般災害対策編 第2部第2章第2節を準用する。(p-207)

第3節 被災者台帳の作成

担当	【市】市民生活部
----	----------

一般災害対策編 第2部第2章第3節を準用する。(p-208)